

福山市窓口用封筒無償提供業務に関する
プロポーザル実施要領

2025年（令和7年）6月2日

福山市市民課

目 次

1	業務の目的	1
2	業務概要	1
3	選定方式及び協定方法	1
4	参加資格	1
5	参加申込の手続等	1
6	参加申込書の受付等	2
7	質問書の提出及び回答	2
8	プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）	3
9	企画提案書類の受付等	3
10	企画提案書の評価及び評価基準	3
11	協定の締結	4
12	失格条件	4
13	その他の留意事項	4

1 業務の目的

福山市市民課等の窓口では、来庁者が住民票、印鑑登録証明書その他各種証明書等の持帰り用として自由に利用できる広告入り窓口用封筒（以下「窓口用封筒」という。）を設置しています。

本業務は、広告の収入の一部をもって窓口用封筒を無償で提供する事業者（以下「無償提供者」という。）を募集し、窓口用封筒を設置することで市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とします。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市窓口用封筒無償提供業務

(2) 業務内容

「福山市窓口用封筒無償提供業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

協定締結の日から2026年（令和8年）10月31日まで

3 選定方式及び協定方法

本業務は、価格競争では目的を達成できないため、専門的な知識や実績を持った業者から広く提案を公募し、書面審査により提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定します。また、受注候補者と仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と協定を締結します。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から協定締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 「福山市広告事業実施要綱」及び「福山市広告掲載基準」に準ずる広告掲載基準を有すること。

5 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市民局市民部市民課

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1057（直通）

Eメール：shimin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2025年（令和7年）6月2日（月）
実施要領等の配付期間	2025年（令和7年）6月2日（月）から 6月26日（木）まで
質問書の受付期間	2025年（令和7年）6月2日（月）から 6月9日（月）まで

質問に対する 回答期限・回答方法	2025年(令和7年)6月13日(金) 福山市ホームページ(https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)に掲載します。
参加申込書類の受付期間	2025年(令和7年)6月2日(月)から 6月16日(月)まで
参加資格確認結果の通知	2025年(令和7年)6月20日(金)
企画提案書の受付期間	2025年(令和7年)6月2日(月)から 6月26日(木)まで
企画提案書の審査	2025年(令和7年)7月7日(月) ※予定
企画提案書の選定通知	2025年(令和7年)7月11日(金) ※予定

※企画提案書を提出したとしても、参加資格がないと判断される場合があります。

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年(令和7年)6月2日(月)から6月26日(木)まで

イ 配付場所

5(1)に同じ。

※福山市ホームページからもダウンロードできます。

6 参加申込書類の受付等

(1) 受付期間

2025年(令和7年)6月2日(月)から6月16日(月)まで

(2) 提出場所

5(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、受付最終日の午後5時必着)

(4) 提出書類及び部数

次の書類を作成し、各1部を提出すること。

※オからクまでの書類は、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。

ア 受付票(様式1)

イ 参加申込書(様式2)

ウ 会社概要(事業内容、経歴などがわかるもの)

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

オ 商業登記簿謄本(写しでも可。)

カ 市税の完納証明書(原本。福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、福山市における納税義務のないものは申立書(様式3)を提出すること。)

キ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納の税額がないこと用))

ク 印鑑証明書(原本)

ケ 使用印鑑届(様式4)(実印と異なる印鑑を協定等に使用する場合に提出すること。)

コ 委任状(様式5)(協定締結等に関する権限を代表者から支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

サ 誓約書(様式6)

シ 広告の内容を審査する基準及び審査体制の分かるもの(任意様式)

7 質問書の提出及び回答

- (1) 受付期間
2025年（令和7年）6月2日（月）から6月9日（月）まで午後5時まで
- (2) 提出方法
質問がある場合は、質問書（様式7）を添付し、5(1)のEメール宛てに提出してください。
※Eメールの送信の際は、件名に「福山市窓口用封筒無償提供に関する質問」と記した上で送信するとともに、Eメール送付後、電話で確認してください。
- (3) 回答
質問に対する回答は、6月13日（金）までに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福山市のホームページに掲載します。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

6で提出された参加申込書を基に参加資格の確認を行います。

- (1) 参加資格確認結果の通知
2025年（令和7年）6月20日（金）
参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。
- (2) 参加資格確認結果の公表
参加資格確認結果については福山市ホームページに公表します。
- (3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い
参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
参加申し込みの提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

9 企画提案書類の受付等

- (1) 受付期間
2025年（令和7年）6月2日（月）から6月26日（木）まで
- (2) 提出場所
5(1)に同じ。
- (3) 提出方法
6(3)に同じ
- (4) 提出書類及び部数
次の書類を作成し、正本1部、副本7部を提出すること
ア 企画提案書（様式8）
イ 窓口用封筒の見本
- (5) 作成に当たっての留意事項
ア 社名の記載は企画提案書の正本のみとし、副本には提案者が特定できるような表記、マーク及び社章等は記入しないこと。
イ 文字サイズは原則10.5ポイント以上とすること。
ウ 原則A4サイズとし、ファイルにとじること。また、A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。
エ カラー刷り又は写真・イラスト・図・表等を挿入しても構いません。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書類を基に福山市窓口用封筒無償提供事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で書類審査による評価を行います。

- (1) 評価項目・配点
評価項目及び配点は、次のとおりとします。

区分及び評価項目	配点
① 事業の執行体制と封筒の仕様 ・協定書締結から納入までのスケジュール ・封筒の提供方法	40 (10) (10)

・封筒のデザイン ・使用する再生紙の種類 ・印刷業者の選定方法	(10) (5) (5)
② 広告掲載の審査体制 ・広告主及び広告掲載内容の審査体制 ・広告主の選定方法	20 (10) (10)
③ 広告掲載に係る問題発生時の対応 ・掲載広告に関する苦情や問い合わせへの対応 ・広告主に問題が生じた場合の代替封筒の提供 ・設置期間途中で封筒記載内容の変更に対する対応	30 (10) (10) (10)
④ 封筒提供事業の実績 ・実績数及び近年又は過去の事業実績例	10 (10)
合 計	100

(2) 受注候補者の選定

書類審査による評価の結果、合計点数が60点以上かつ最も高い者を市長が本業務の受注候補者として選定します。

(3) 評価結果・選定結果の通知

2025年（令和7年）7月11日（金）（予定）

企画提案書の提出者（以下「提出者」という。）全員に評価結果・選定結果を通知します。

なお、選定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として選定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で協定締結に向けた協議を行います。

(4) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページに公表します。

(5) 提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(6) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定します。

1.1 協定の締結

本業務の協定は、評価委員会を経て市長が選定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、必要に応じて仕様書の内容を変更し、確定した上で協定を締結するものとします。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (4) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (5) その他福山市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。

- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て提出者の負担とします。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (5) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。
- (7) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。が、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (8) 提出者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (9) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (10) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (11) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式9）を6月27日（金）までに、5(1)担当課に郵送により提出してください。
- (12) 提出者（参加申し込みを予定している提出者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- (14) 協定の締結後、受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は協定を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、提出者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (16) 提出者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。